## 第103号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成30年4月分から平成31年3月分まで」を「平成31年4月分から 平成32年3月分まで」に改める。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同項を 附則第4項とし、附則第2項中「特別職の職員」を「本則及び前項の規定にか かわらず、特別職の職員」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に 次の1項を加える。

(平成31年3月分の給料月額の特例)

2 本則の規定にかかわらず、平成31年3月分の市長及び副市長(副市長にあっては、平成30年3月31日において在職していた者に限る。)の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「705,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「666,000円」とする。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一 部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「平成31年3月分」を「平成31年4月分及 び同年5月分」に改める。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正) 第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例

(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成30年度」を「平成31年度」に改める。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する 条例本則の改正規定を除く。)及び第3条(神戸市職員に対する期末手当等 の支給に関する条例の特例に関する条例本則の改正規定を除く。)の規定 公布の日
  - (2) 第1条(前号に掲げる改正規定に限る。), 第2条及び第3条(前号に掲 げる改正規定に限る。)の規定 平成31年4月1日

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する 条例の特例に関する条例本則の規定は、平成30年12月1日を基準日とする期 末手当の支給については、なおその効力を有する。

理由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当を減額するに当たり、条例を改正する 必要があるため。

## (参考 1)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(は,改正部分を示す。)

(現 行)

平成30年4月分から平成31年3月分までの 市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員 で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3 月条例第9号)第2条第1項第1号及び第2号 の規定の適用については、同項第1号中 「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」 と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは 「943,500円」とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(適用範囲)

2 特別職の職員で常勤のものの給与に関する 条例第3条に規定する地域手当を除くほか, 給料月額を基礎として支給額を決定する手当 の算定については,同条例第2条第1項第1 号及び第2号に規定する給料月額によるもの とする。

(この条例の失効)

<u>3</u> この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。

(第1条による改正案)

平成31年4月分から平成32年3月分まで

(平成31年3月分の給料月額の特例)

- 2 本則の規定にかかわらず、平成31年3月分の 市長及び副市長(副市長にあっては、平成30年 3月31日において在職していた者に限る。)の給 料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与 に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の 規定の適用については、同項第1号中 「1,410,000円」とあるのは「705,000円」と、 同項第2号中「1,110,000円」とあるのは 「666,000円」とする。
- 3 本則及び前項の規定にかかわらず,特別職 の職員

<u>平成32年3月31日</u>

(参考 2)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(第1条による改正案)

附 則

(施行期日)

1 略

(平成31年3月分の給料月額の特例)

2 本則の規定にかかわらず、平成31年3月分の市長及び副市長(副市長にあっては、平成30年3月31日において在職していた者に限る。)の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「666,000円」とする。

(適用範囲)

3 略

(この条例の失効)

4 略

(第2条による改正案)

 平成31年4月分及び同年5月分

 平成31年4月

分及び同年5月分

(参考 3)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する 条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規 定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに 公営企業の管理者を除く。) 及び神戸市職員 の給与に関する条例 (昭和26年3月条例第8 号) 第3条第1項第5号に規定する指定職給 料表の適用を受ける職員に限り、平成30年度 の6月1日及び12月1日を基準日とする期末 手当に関する神戸市職員に対する期末手当等 の支給に関する条例 (昭和28年6月条例第23 号) 第2条第2項の規定の適用については, 同項中「(特別職に属する者にあつては100分 の210(公営企業の管理者にあつては100分の 212.5),管理職手当の支給を受ける職員で規 則で定めるもの及び指定職の職員(神戸市職 員の給与に関する条例 (昭和26年3月条例第 8号) 第3条第1項第5号に規定する指定職 給料表の適用を受ける職員をいう。) (以下 これらを「特定幹部職員」という。) にあつ ては100分の102.5」とあるのは「(市長にあ つては100分の210に100分の70を乗じて得た割 合, 副市長にあつては100分の210に100分の85 を乗じて得た割合,教育長及び常勤の監査委 員にあつては100分の210,公営企業の管理者 にあつては100分の212.5, 管理職手当の支給 を受ける職員で規則で定めるもの (以下「管 理職の職員」という。) にあつては100分の 102.5, 神戸市職員の給与に関する条例(昭和 26年3月条例第8号)第3条第1項第5号に 規定する指定職給料表の適用を受ける職員

平成31年度

(以下「指定職の職員」という。)にあつては100分の87.625」と、「(特別職に属する者にあつては100分の225(公営企業の管理者にあつては100分の227.5)、特定幹部職員にあつては100分の117.5」とあるのは「(市長にあつては100分の225に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の225に100分の85を乗じて得た割合、教育長及び常勤の監査委員にあつては100分の225、公営企業の管理者にあつては100分の227.5、管理職の職員にあつては100分の117.5、指定職の職員にあつては100分の101.575」とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その 効力を失う。

(平成24年12月1日を基準とする期末手当の額の特例)

3 略

平成32年3月31日